

# 災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和3年10月15日

報告事項件名	頁
1 水防体制再構築の検討状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区地域防災計画（令和3年度修正版）の策定について・・・・・・・・	7
3 【追加】電柱を活用した想定浸水深表示の増設について・・・・・・・・	20

(危機管理部)

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年10月15日

件名	水防体制再構築の検討状況について			
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課、調整担当課 広報室 報道広報課、福祉部 福祉管理課			
内容	令和3年10月1日に実施した水防体制再構築本部会議における部会ごとの主な検討状況について、次のとおり報告する。			
	<b>1 情報発信部会</b>			
		検討項目	状況	備考
	1	LINE公式アカウントの導入	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入済み(令和2年9月)</li> <li>登録件数：30,440件(10/7現在) 前回報告比8,245件増</li> </ul>
	2	区臨時災害FM局の活用	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>発信訓練の実施(令和元年12月)</li> <li>旧放送大学FM周波数跡地の活用を要望(令和3年9月)</li> </ul>
	3	防災行政無線でのサイレン音の運用	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を放送する際、従来のチャイム音からサイレン音への変更を検討中</li> <li>令和4年度出水期前までに運用開始予定</li> </ul>
	4	災害情報システムの構築	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者選定(令和3年2月)</li> <li>運用方法を検討中</li> <li>仮運用での訓練検証を予定</li> <li>令和4年4月運用開始予定</li> </ul>
	<b>2 タイムライン部会</b>			
		検討項目	状況	備考
	1	水害時庁内タイムラインの策定 〔対象河川：荒川〕	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月の避難情報変更に伴い、記載内容を修正</li> <li>避難行動要支援者の防災行動を追記</li> <li>図上訓練にてタイムライン運用を検証(令和3年6月)</li> <li>庁内タイムラインの検証実施(令和3年8月)</li> </ul>
2	水害時庁内タイムラインの策定 〔対象河川：中川・綾瀬川〕	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>中川と綾瀬川を対象河川に追加</li> </ul>	
		継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>中川・綾瀬川を対象としたタイムラインを作成し、次の取組みを検討中</li> <li>開設する避難所の選定</li> <li>開設する避難所運営会議等へ説明</li> <li>該当河川用タイムラインの作成</li> </ul>	

	検討項目	状況	備考
3	コミュニティタイムラインの策定 〔小台・宮城地区〕 江南連絡協議会の6町会・自治会	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップを計3回実施</li> <li>コミュニティタイムラインを策定(令和2年9月)</li> <li>住民周知用リーフレットを作成及び地区内に全戸配布</li> <li>施行版策定</li> </ul>
4	コミュニティタイムラインの策定 〔本木・関原地区〕 第七地区町会連合会の8町会	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回ワークショップ実施(令和2年12月)</li> </ul>
		継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回：令和3年10月10日</li> <li>第3回：調整中</li> <li>住民周知用リーフレットを作成予定</li> </ul>
5	コミュニティタイムラインの策定 〔千住第五地区〕 第五地区町会連合会の10町会・自治会	継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの実施方法について検討</li> <li>地区事前説明(令和3年11月)</li> </ul>

### 3 分散避難推進部会

	検討項目	状況	備考									
1	在宅避難・縁故等避難の推進	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>あだち広報で水害特集掲載(5月10日号、8月10日号)</li> <li>分散避難リーフレットを作成(令和2年10月)</li> <li>アリオ西新井で防災普及啓発を実施(令和3年9月)</li> </ul>									
2	電柱への浸水深表示板の設置	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱：122箇所(令和2年度)</li> <li>電柱：177箇所(令和3年度)</li> </ul>									
		継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に401箇所増設予定(増設後は計700箇所)</li> <li>環七以南が約100～150mに1箇所、環七以北が約150～200mに1箇所を目安に増設する</li> </ul>									
3	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月20日施行</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td rowspan="2">避難指示</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (一本化)</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td>緊急安全確保</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報特集掲載(8月10日号)</li> <li>区民周知用リーフレットを作成・配布</li> </ul>	変更前	変更後	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難	避難勧告	避難指示	避難指示 (一本化)	災害発生情報	緊急安全確保
変更前	変更後											
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難											
避難勧告	避難指示											
避難指示 (一本化)												
災害発生情報	緊急安全確保											

	検討項目	状況	備考
4	新たな避難先の確保 〔民間施設・福祉施設等〕	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間施設・宿泊施設：5件</li> <li>・ 学校、福祉施設：10件</li> <li>・ 都営住宅住戸：14団地 37戸</li> <li>・ 区営住宅住戸：10団地 20戸</li> <li>・ 日暮里・舎人ライナー駅高架部活用について都と協定締結</li> <li>・ 中型・大型車両の退避先として舎人一号公園・入谷鶴巻ゆうぐ公園を活用</li> </ul>
		継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都営住宅空き住戸活用について引き続き拡充を協議</li> <li>・ 道路高架部活用を国、都と協議中</li> </ul>
5	手順書の整備 【第一次避難所用】 【第二次避難所用】 【その他施設用】	完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所派遣職員と現地確認し施設管理者と顔合わせを実施</li> <li>・ 各施設の手順書を作成</li> <li>・ 避難所運営本部員（本部長、庶務部長）等と連絡訓練を実施（令和3年8月）</li> <li>・ 地域の避難所運営会議と顔合わせを実施</li> </ul> ※ 一部顔合わせ未着手あり
6	広域避難先の確保	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都が国立オリンピック記念青少年総合センター（渋谷区）を避難先として確保</li> <li>・ 運用方法等検討中</li> </ul>

#### 4 要支援者対策部会

令和2年11月に、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）を対象に発送した「災害時安否確認申出書」に対する回答（浸水リスクの有無、自力での避難の可否等4つの項目）を基に、「水害時個別避難計画書」（以下「計画書」という。）を作成する優先区分を5段階で設定した（表1）。

(1) 優先区分A：87人

令和3年8月末を目標に、区職員と福祉専門職（ケアマネジャー等）が要支援者宅を訪問・確認しながら、計画書を作成した（表2・3）。

(2) 優先区分B：498人

令和3年9月から、要介護で該当する方から順次要支援者宅を訪問・確認しながら、計画書作成を進めている（表1）。

【作成数】

- ・ 令和3年度（令和3年9月～令和4年3月）：233人
- ・ 令和4年度（令和4年4月～令和4年8月）：265人

表 1 : 計画書を作成する優先区分

		区 分	A	B	C	D	E
		優先度	高	—————			低
	類型	介護・障がい度合	要支援者数				
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅が浸水</li> <li>・ 自力で歩いて避難先に移動できない</li> <li>・ 避難する際に支援者がいない</li> <li>・ 介護、障がい度合が右記に該当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護度 4～5</li> <li>・ 障害支援区分 5～6</li> <li>・ 愛の手帳 1～2 度</li> </ul>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     75  <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">済</span> </div>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児</li> </ul>						12
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅が浸水</li> <li>・ 自力で歩いて避難先に移動できない</li> <li>・ 避難する際に支援者がいない</li> <li>・ 介護、障がい度合が右記に該当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護度 3</li> <li>・ 身体障害者手帳 1～2 級</li> <li>・ 身体障害者手帳 3 級(条件有)</li> <li>・ 障害支援区分 4</li> </ul>	498				
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅が浸水</li> <li>・ 自力で歩いて避難先に移動できない</li> <li>・ 避難する際に支援者がいる</li> </ul>	—	2, 495				
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅が浸水</li> <li>・ 自力で歩いて避難先へ移動することができる場合</li> </ul>	—	1, 674				
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅が浸水しない</li> <li>・ 浸水するが自宅で避難できる場所がある場合</li> </ul>	—	4, 171				
計			8, 925				

(対象者数は令和 3 年 2 月 26 日時点で「災害時安否確認申出書」の返信・回答があった方)

表 2 : 優先区分 A : 87 人の避難先一覧

	避難先	要支援者数	備考
1	第二次(福祉)避難所	51 人	区が開設する第二次(福祉)避難所に避難
2	第一次避難所	4 人	
3	医療機関へ避難	6 人	調整中の 4 名含む。
4	福祉施設へ避難	3 人	日頃利用歴がある福祉施設に避難
5	縁故等避難・在宅避難	3 人	
6	体調不良により訪問保留	1 人	担当ケアマネジャーと相談し保留
7	施設入所・長期入院・死亡	19 人	
計		87 人	

表3：優先区分A：87人の移送手段一覧

	移送手段	要支援者数	備考
1	民間救急事業者を手配	41人	居住地⇄避難先を往復
2	自家用車で避難	14人	
3	福祉施設車両で避難	6人	調整中の3名含む。
4	徒歩避難・自己調達	3人	自己調達：タクシー調達を予定
5	縁故等避難・在宅避難	3人	
計		87人	表2の6・7の施設入所者等20名を含む。

要支援者対策部会検討事項

	検討項目	状況	備考
1	事業スキーム構築のための検討・意見交換を関係団体と実施	継続実施	次の関係団体と意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立区医師会</li> <li>・ 足立区介護サービス事業者連絡協議会</li> <li>・ 足立区社会福祉法人連絡会 等</li> </ul>
2	水害時個別避難計画書作成に係る福祉専門職（ケアマネジャー等）との連携	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画書は区が主体で作成</li> <li>・ 要支援者を担当するケアマネジャー等と連携し、訪問や必要情報の共有を行う。</li> </ul>
3	「災害時安否確認申出書」未回答者約10,000人への対応（再勧奨通知の送付）	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施時期 令和3年10月末～11月上旬</li> <li>・ 回答期限 令和3年12月末</li> </ul>
4	作成した水害時個別避難計画書の確認・更新	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成した水害時個別計画書について、定期的に確認・更新する仕組みを検討する。</li> </ul>
5	水害時に開設する予定の第二次（福祉）避難所の備蓄や要支援者へのケア体制	継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援者への避難先でのケア体制や、備蓄未整備の3カ所について、敷地内に配備できるよう関係機関等と協議を進めていく。</li> </ul>

問題点  
今後の方針

- ・ 課題解決に向けて、各部会を中心に検討を深めていく。
- ・ 区民への周知が必要な事項について、引き続きあらゆる機会や媒体を通じて幅広く周知する。

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年10月15日

件名	<b>足立区地域防災計画（令和3年度修正版）の策定について</b>
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内容	<p>今年度、修正を進めてきた「足立区地域防災計画」（令和3年度修正版）は、足立区防災会議において承認を得たので、次のとおり報告する。</p> <p><b>1 足立区防災会議について</b></p> <p>当初、9月9日に開催を予定していた足立区防災会議を書面開催とし、以下の日程にて防災会議委員に審議をいただいた。</p> <p>(1) 日程 令和3年9月6日から9月24日まで  (2) 防災会議委員からの主な意見  特になし</p> <p><b>2 足立区地域防災計画（令和3年度修正版）【概要版】について</b>  別紙のとおり</p> <p><b>3 公表方法及び関係者への配付</b></p> <p>(1) 公表方法  本委員会報告後、足立区地域防災計画（令和3年度修正版）を区のホームページにて公表予定。</p> <p>(2) 関係者への配付  防災関係機関等に対して、紙製本を年内中に配付予定。</p> <p>(3) 新災害情報システムより閲覧・検索を可能とする予定。</p>
問題点 今後の方針	<p>「地域防災計画」は、災害対策基本法の規定により、毎年度、内容の確認を行い、必要に応じて修正を加えていく。</p>

# 足立区地域防災計画（令和3年度修正案）

**概要版**

はじめに	.....	1
I 現行計画修正の全体方針	.....	2
II 【震災編】の修正内容	.....	3
III 【風水害編】の修正内容	.....	8



# はじめに

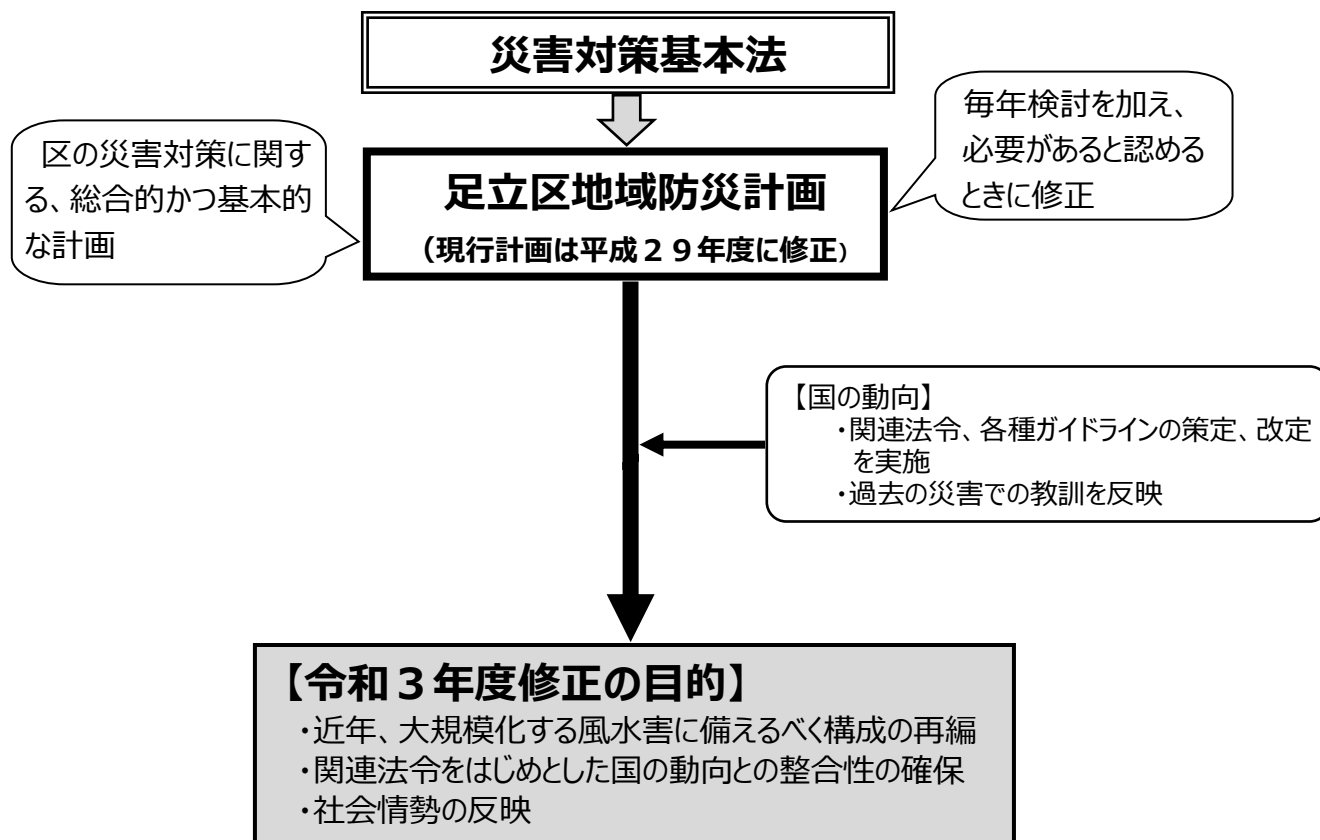
## 1 修正の目的

近年、大規模かつ頻発する風水害被害の現状について、特に、令和元年東日本台風（台風第19号）の教訓を活かすため、令和元年11月に「足立区水防体制再構築本部」を設置し、課題を抽出し、検討を行ってきました。

こうした検討を踏まえ、災害対策基本法第40条の規定に基づき策定される地域防災計画の再構成とともに、関連法令をはじめとした国の動向との整合性を図ることを目的とし地域防災計画の修正を行いました。

また、防災の現場における女性参画の拡大や、多様な性の在り方に配慮した防災対策、令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生等を契機とした感染症対策の推進などの社会情勢も反映させました。

### ■ 地域防災計画の位置づけ等と今年度修正の目的



## 2 関連法令をはじめとした国の動向や過去の災害等の教訓の反映

現行計画の平成 29 年度修正以降における災害関連法令等の改正、ガイドラインの策定動向を把握し、必要な修正を加えました。

### ■ 足立区地域防災計画(平成 29 年度修正版)以降の災害等の発生状況及び国の動向

		主な災害等	国の動向	法改正、ガイドラインの内容								
平成 30 年	7 月	平成 30 年 7 月豪雨										
	9 月	平成 30 年北海道胆振東部地震										
令和元年	10 月	令和元年東日本台風(台風第 19 号)	R 1.3 「避難勧告等に関するガイドライン」改正 «改正内容» ・避難情報に関する警戒レベルの導入	感染状況を踏まえた避難所の対策について以下に示す (1)分散避難に向けた行動の周知 (2)ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進 (3)避難所における新型コロナウイルス感染症への対応周知 (4)災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有								
			令和元年台風第 19 号WG 設置 «検討内容» ・避難勧告、避難指示の取扱い ・高齢者等の避難の実効性の確保等									
令和 2 年	3 月	新型コロナウイルス感染症政府対策本部設置	R 2.3 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」	被災者生活再建支援金支給対象を拡大 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災世帯の区分</th> <th>損害割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40%台</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%台</td> </tr> </tbody> </table> ←拡大	被災世帯の区分	損害割合	全壊	50%以上	大規模半壊	40%台	中規模半壊	30%台
	被災世帯の区分	損害割合										
全壊	50%以上											
大規模半壊	40%台											
中規模半壊	30%台											
7 月	令和 2 年 7 月豪雨	R 2.12 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」公布										
令和 3 年			R 3.5 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」公布	改正内容の一部を示す (1)避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直す (2)避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市区町村に作成を努力義務化								

参照：「防災白書」(内閣府(防災担当))

# I 現行計画修正の全体方針

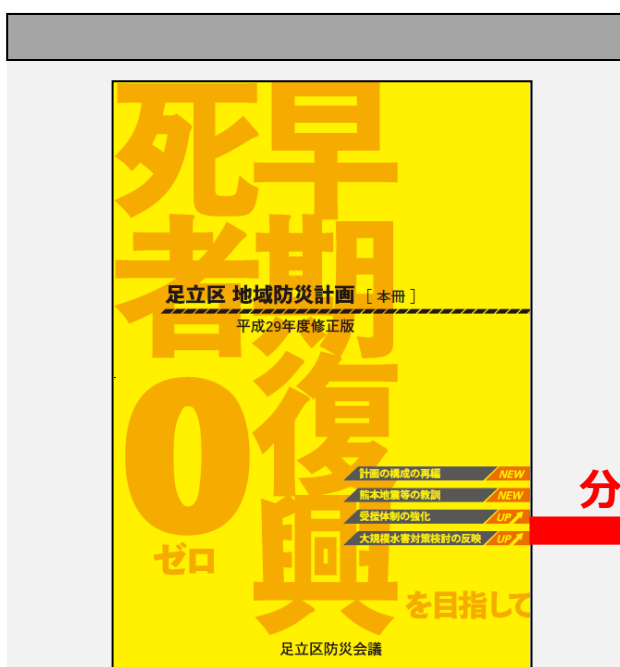
## 1 計画の構成再編と修正のポイント

従来の計画は、災害対策の各施策分野を「予防」「応急」「復旧」等の段階ごとに編成し、各段階における取組を震災編、風水害編の2つにまとめていました。

修正案の計画では、全国的に多発する大規模水害に備えるべく、特に令和元年東日本台風（台風第19号）を踏まえ、「震災編」「風水害編」に分冊し再編しました。

次頁以降に再編したそれぞれの計画の構成一覧を掲載します。

### ■ 計画の構成の再編イメージ



平成 29 年度修正版の本冊構成

第1部	総則
第2部	防災に関する組織と活動内容
第3部	災害予防計画 【震災編】【風水害編】
第4部	災害応急対策計画【震災編】【風水害編】
第5部	災害復旧計画 【震災編】【風水害編】
第6部	災害復興計画
第7部	応急対策に関する足立区全体のシナリオについて



令和 3 年度修正案【風水害編】

## Ⅱ 【震災編】の修正内容

### 1 【震災編】の全体構成一覧

本計画の修正案【震災編】の全体構成一覧は下記のとおりになります。

#### ■ 令和3年度修正案【震災編】の全体構成

### 第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要    第2章 区等の基本的責務と役割    第3章 足立区の現状と被害想定  
第4章 減災目標と対策の方向性

### 第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準    第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要  
第3章 防災関係機関等との相互協力体制

### 第3部 災害予防計画

### 第4部 災害応急対策計画

### 第5部 災害復旧計画

第1章 区民と地域の防災力向上	第1章 区民と地域による防災活動	—
第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	第1章 河川施設、公共施設等の機能回復
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第2章 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復
第4章 津波等対策	第4章 津波等対策	第3章 津波等対策
第5章 応急対応力の強化	第5章 応急対応の実施	—
第6章 情報・通信の確保	第6章 情報・通信活動	—
第7章 医療救護・保健衛生等対策	第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4章 医療救護・保健衛生等対策
第8章 帰宅困難者等対策	第8章 帰宅困難者等対策	第5章 帰宅困難者等対策
第9章 避難者対策	第9章 避難者対策	第6章 避難者対策
第10章 物流・備蓄・輸送対策	第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第11章 放射性物質対策	第11章 放射性物質対策	第8章 放射性物質対策
第12章 住民の生活の早期再建対策	第12章 住民の生活の早期再建対策	第9章 住民生活の早期再建施策
第13章 受援体制の整備	第13章 受援計画	—

### 第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方    第2章 復興本部    第3章 震災復興計画の策定

### 第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

## 2 【震災編】の修正のポイント

足立区地域防災計画【震災編】の修正のポイントは以下のとおりです。

### ポイント①

新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所運営の内容を反映

### ポイント②

災害対策基本法等の一部を改正する法律を踏まえた避難情報の一本化に関する内容の反映

### ポイント③

放射性物質対策に関する内容を充実

### ポイント④

多様性社会実現に向けた対策の推進のため計画内の内容を修正

次に、修正概要として、課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示します。詳細は修正案本冊を参照のこと。

【凡例】 課題 ▶ 記載内容 下線部：主要項目、(括弧)：修正案本冊の頁

### ■震災編修正概要

#### 【ポイント① 感染症対策】

・感染症対策の取組内容

▶ 【第1部 総則 第4章 減災目標と対策の方向性 第5節 到達目標と取組内容】  
・避難所での感染症予防対策・蔓延予防対策を明記(P67)

・感染症対策と区民の防災行動力の向上

▶ 【第3部 災害予防計画 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 区民の防災行動力の向上】  
・在宅避難に向けた日常備蓄の実施を記載(P89)

・感染症流行時における避難所の運営管理体制の整備

▶ 【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の管理運営体制の整備等】  
・分散避難の推進、ホテル、旅館、都営住宅空室の利用の検討、避難所への感染症対策物品の備蓄について記載(P218)

・感染症流行時における避難所の開設、運営の対応

▶ 【第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の開設・運営】  
・在宅避難、次に縁故等避難、最後に避難所への避難の順に考える分散避難について記載(P396)

## 【ポイント② 災害対策基本法の法改正】

・避難体制整備に法改正の内容を反映

【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第1節 避難体制の整備】

・避難勧告、避難指示の情報を避難指示に一本化 (P207)

・避難情報の変更に伴う活動内容の整合性

【第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策 第1節 避難誘導の実施】

・避難勧告・避難情報の一本化に加え、各主体の活動内容を修正(P381)

※ 一部抜粋：【避難指示等一覧】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>● 居住者等がとる出来行動：危険な場所から高齢者等は避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤なその外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害のおそれが高い</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全避難)する。</li> </ul> </li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</li> <li>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！               <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>

## 【ポイント③ 放射性物質対策】

・放射線量の測定体制の整備

【第3部 災害予防計画 第11章 放射性物質対策 第3節 放射線量の把握体制の整備】

・区内公園等における空間放射線量率の定点測定について明記 (P231)

・放射線物質対策の迅速、的確な情報収集

【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第1節 迅速・的確な情報連絡】

・原子力災害対策特別措置法の規定による緊急事態宣言発出の場合、迅速かつ的確に情報収集を行うことを明記(P418)

・放射線量の情報提供

【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等】

・空間放射線量率の状況把握やモニタリング活動を実施し、その結果を区民へ情報提供することを明記(P419)

・原子力災害における保健医療活動

【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第3節 保健医療活動】

・健康相談や監視強化、放射線物質検査について記載 (P420)

## 【ポイント④ 多様性社会の実現に向けた対策の推進】

・多様性社会の実現に向けた対策推進

【第3部 災害予防計画 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 区民の防災行動力の向上】

▶ ・防災教育、訓練に女性やセクシャルマイノリティの参画推進に努めることを記載(P92)

・避難所運営における多様性の視点

【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の管理運営体制の整備等】

▶ ・避難所運営において女性やセクシャルマイノリティの視点を導入することを新たに記載(P215)

・被災者生活相談支援等における対策の推進

【第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策 第3節 被災者に対する生活相談等支援】

▶ ・被災者に対する生活相談等支援にセクシャルマイノリティ相談を追記(P489)

## 【その他修正点】

・情報、通信連絡体制の整備

【第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保 第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備】

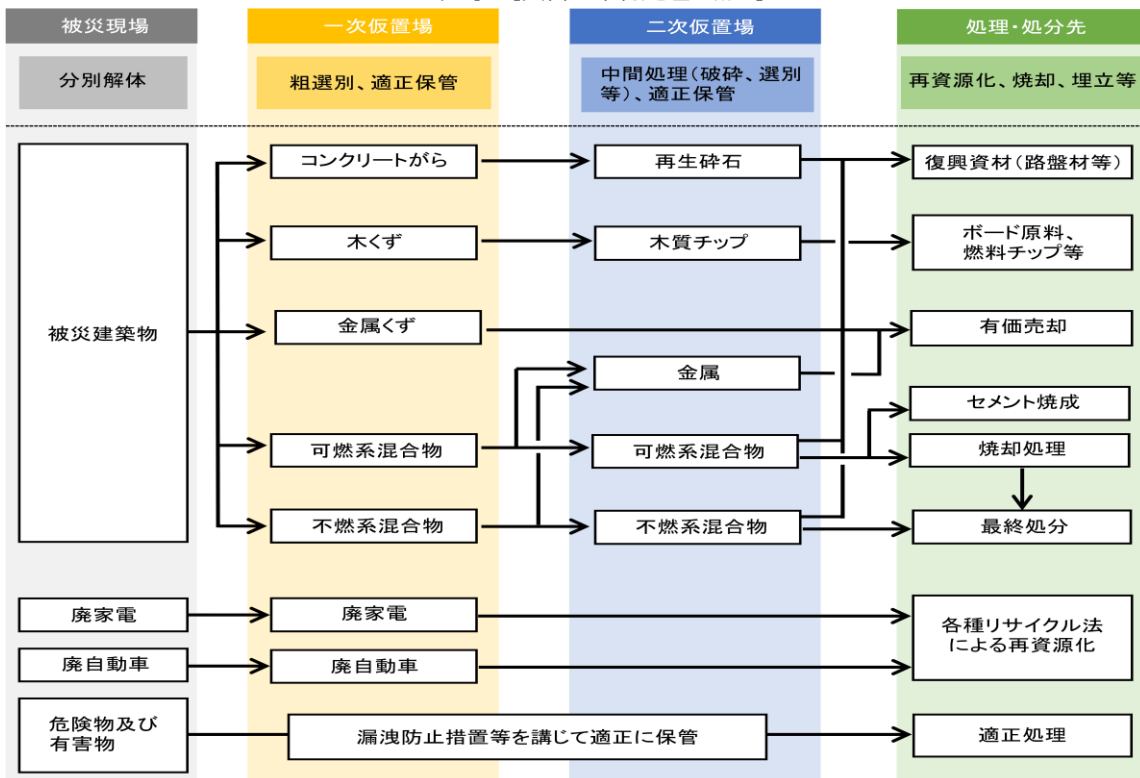
▶ ・情報、通信連絡体制について、取り組むべきこと、既存の情報通信機器、災害対策本部支援システム機器の順番に整理し、構成を変更(P178)

・効率的な災害廃棄物等の処理

【第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策 第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理】

▶ ・「足立区産業廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する内容を充実(P434)

※ 参考：【災害廃棄物処理の流れ】



資料：東京都災害廃棄物処理計画(東京都)平成29年6月策定

## Ⅲ 【風水害編】の修正案

### 1 【風水害編】の全体構成一覧

本計画の修正案【風水害編】の全体構成一覧は下記のとおりになります。

#### ■ 令和3年度修正案【風水害編】の全体構成

### 第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要 第2章 区等の基本的責務と役割 第3章 足立区の現状と被害想定

### 第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準 第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要  
第3章 防災関係機関等との相互協力体制

### 第3部 災害予防計画

第1章 水防体制再構築
第2章 水害予防対策
第3章 区民と地域の防災力向上
第4章 住民避難計画
第5章 安全な災害に強い防災まちづくり
第6章 応急対策への備え
第7章 受援体制の整備

### 第4部 災害応急対策計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第2章 住民避難対策
第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第4章 被災者等に対する応急対策
第5章 受援計画

### 第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設等の復旧対策
第2章 被災者等に対する支援及び生活再編



## 2 【風水害編】の修正のポイント

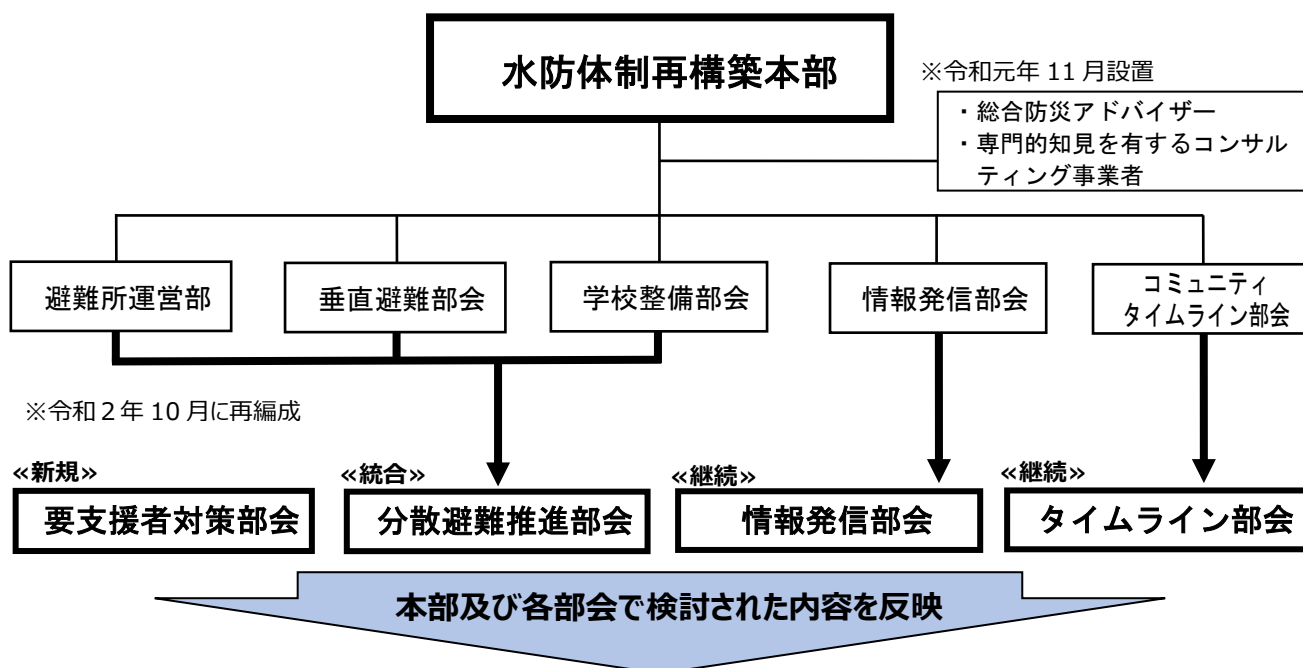
令和元年東日本台風（台風第19号）では、日本全国で広範囲の記録的な大雨となり、荒川の氾濫が危ぶまれました。当時、区内全域に初の避難勧告を発出し、開設した避難所は135施設、避難者数33,172人と、ともに過去最大となりました。これに伴う混乱の中で、様々な課題が顕在化しました。

このため、区ではこれらの検証を踏まえ、水防体制再構築本部を設置し、水害に対する備えを強化しました。

水防体制再構築本部では、下記の部会をごとに検討を進め、分散避難の推進など課題解決に向けた取り組みを行い、本計画の修正に反映しています。

### ■ 水防体制再構築本部と部会組織図及び修正ポイント

第3部 災害予防計画 第1章 水防体制再構築 第2節 水防体制再構築本部(P35)より抜粋



#### ポイント①

水害時の新たな避難方法であり、避難所での感染防止を図ることができる分散避難について反映

#### ポイント②

水害時における避難所の開設から運営・管理における内容を充実

#### ポイント③

水害時の事前防災行動計画の取組について新たに記載

次に、修正概要として、課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示します。詳細は修正案本冊を参照のこと。



・第二次避難所の開設、運営

【第4部 災害応急対策計画 第2章 住民避難対策 第6節 第二次避難所の開設及び運営】

・あらかじめ指定した施設に事前に職員を派遣して、第二次避難所を開設、運営することを記載(P137)

### 【ポイント③ 水害時の事前防災行動計画(タイムライン)】

・水害に対する地域における取組の支援

【第3部 災害予防計画 第3章 区民と地域の防災力向上 第6節 コミュニティタイムライン】

・地区ごと定める事前防災計画であるコミュニティタイムラインの策定に向けた取り組みの支援を新たに記載(P55)

・庁内における事前防災計画の策定

【第4部 災害応急対策計画 第1章 水害応急対策の活動体制 第6節 事前防災行動計画】

・庁内で決定が必要な事項、情報共有すべき事項、区民等へ直接影響する事項を、実施する部署ごとに記載し、行動の漏れを防ぎ、かつ部署間の連携を円滑にし、荒川氾濫による被害を最小限にするための計画である水害時庁内タイムラインを掲載(P116)

※ 一部抜粋：水害時庁内タイムライン（荒川下流）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
1 関心を向ける -96 (4日前)	台風による関東地方への影響の可能性	タイムライン運用開始 体制確認 浸水予想範囲確認	1	気象・河川情報の収集	気象庁・防災専門家・荒川 TL の情報
			2	災害対策準備本部の検討・決定	タイムライン運用会議
			3	災害対策準備本部の設置・会議	災害対策準備本部員の招集 (招集は館内放送)
			4		職員への情報共有
			5	区民に新型コロナ禍での避難の注意点を呼びかけ	
			6	見立ての情報共有 (台風進路・予想雨量)	
			7	行事等中止の判断	行事等中止の検討・決定
			8		職員への情報共有
			9		関係する機関への連絡・周知
			10	区民に行事等中止の伝達	
2 避難に向けた準備 -72 (3日前)	台風による首都圏への影響の可能性 埼玉県秩父周辺で72時間予想雨量400mmを超過する場合	広域避難雄の共同検討開始 (江東5区による検討) 自主的広域避難雄の呼びかけ	11	災害対策準備本部会議	招集は館内放送
			12	区有施設の休館の検討	区有施設の休館の検討
			13	・区民事務所 ・福祉事務所 ・保健所(各センター) ・地域学習センター ・学校 ・保育園 等	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有
			14		区民へ休館の可能性を広報
			15	所管各施設および周辺、装備品の確認	
			16	通常業務の中止・縮小の検討	中止・縮小する業務を検討
			17	協定・協力事業者への予告	関係する協定・協力事業者へ区の体制、要請の可能性がある旨を連絡
			18	避難に必要な準備を呼びかけ	避難に必要な準備の呼びかけを決定
			19		土のう配布の周知
			20		区民への避難に必要な準備の呼びかけを伝達(食料等の備蓄品、避難先への連絡等)
			21		避難行動要支援者に対して避難の準備を呼びかけ
			22		要配慮者利用施設に準備を呼びかけ
			23		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			24		学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の準備の呼びかけ

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和3年10月15日

件名	<b>【追加】電柱を活用した想定浸水深表示の増設について</b>		
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課		
内容	電柱を活用した想定浸水深表示を令和2年度から設置してきた。水害に対する危機管理意識の更なる向上を図るため、次のとおり増設する。		
	<b>1 増設数</b> 401箇所 (令和3年7月末現在299箇所設置済み、増設後は計700箇所)		
	<b>2 設置費用</b> 4,630千円		
	<b>3 スケジュール</b> 令和4年3年末までに整備		
	<b>4 設置方針</b> (1) 荒川や利根川の氾濫時、想定浸水深の大きい環七以南は以北よりも密に整備 (2) バス運行路線や、道路の幅員が広く歩道があり人等の往来が多い路線に重点的に整備 (3) 交差点やバス停留所など、人や車が停止する箇所に設置 (4) 無電柱化の計画路線は、その路線に接続する道路の近接した電柱に設置		
問題点 今後の方針	電柱だけでなく、公共施設についても浸水深表示の増設・整備を検討していく。		

**5 現状の設置間隔と増設後の状況**

	環七以南	環七以北
現状	約200m～約300mに1箇所	約300m～約400mに1箇所
増設後	約100m～約150mに1箇所	約150m～約200mに1箇所

**6 他区との設置状況の比較**

	設置箇所数	面積(km <sup>2</sup> )	面積(1km <sup>2</sup> )当りの設置箇所数
足立区	700	53.25	13.15
葛飾区	455	34.80	13.07
北区	74	20.61	3.59
荒川区	85	10.16	8.37
世田谷区	65	58.05	1.12

# 想定浸水深表示設置箇所（イメージ）図



## 凡 例

現在までの設置箇所	●
拡充整備設置箇所	●
バス運行路線	—
無電柱化路線	—